

伊予市こども計画策定業務プロポーザル実施要領

本市では、伊予市こども計画策定業務を民間事業者へ委託するにあたり、次のとおりプロポーザル方式（公募型企画提案方式）による優先交渉権者を選定する手続きについて必要な事項を定めたので、当該プロポーザルへの参加を希望する民間事業者は、参加申込書に必要書類を添付のうえ提出すること。

1 業務概要

(1) 業務名

伊予市こども計画策定業務(以下「業務」という。)

(2) 業務内容

「伊予市こども計画策定業務仕様書」に掲げる業務

(3) 委託期間

契約の日から令和9年3月31日までとする。

2 委託料の限度額

各年度において、限度額を超える提案は受け付けないものとする。

令和7年度 7,130,000 円

令和8年度 6,800,000 円 / 計 13,930,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 参加資格要件等

(1) 本プロポーザルに参加する民間事業者は、次の要件を全て満たす者とする。

ア これまでに、地方公共団体発注のこども計画又は子ども・子育て支援事業計画の策定について、業務実績を有していること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していないこと及び同条第2項の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと等経営状態が健全であること。

エ 主たる事業所が在する自治体の市区町村税等を滞納していないこと。

オ 宗教活動や政治活動が、主たる目的でないこと。

カ 伊予市暴力団排除条例(平成23年伊予市条例第30号)第2条第1号から第3号までの規定に該当していない者であること。

キ 伊予市競争入札参加者資格審査等に関する要綱(平成24年伊予市告示第130号。以下「審査要綱」という。)第3条に規定する有資格者名簿に登録されている者又は国・都道府県・他市町村に同様の登録がされている者であり、かつ、公募開始から契約に至るまでの期間において、指名停止を受けていない者であること。

(2) 参加資格等の基準日

参加資格等の基準日は、プロポーザルの参加表明書の提出日とする。ただし、提出後に参加者が備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は、参加資格を喪失したものとする。

4 参加申込手続

本プロポーザルに参加する事業者(以下「参加事業者」という。)は、次により参加申込書等を提出すること。

(1) 提出期間

公告から令和7年5月9日(金曜日)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時)とする。

(2) 提出方法

持参又は郵送(受付日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着のこと。)により提出すること。

なお、本市において郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

(3) 提出先・問合せ先

〒799-3193 愛媛県伊予市米湊 820 番地

伊予市市民福祉部子育て支援課 TEL:089-982-1119

(4) 提出書類

提出書類は次のとおりとし、項目毎に見出しを付けること。

ア 参加申込書(様式2)

イ 提 案 書(様式3)

ウ 企画提案書(任意様式)

(ア) A4版縦、横書き、左綴じで作成し、ページ番号を付すこと。ただし、A3版を利用した方が分かりやすい場合は、A3版(片面印刷、片袖折り)の併用も認める。

(イ) ページ数は、表紙や目次等を除き概ね30ページ以内(両面印刷で概ね15ページ以内)とすること。

エ 会社概要書(様式4)

オ 業務実績書(様式5)

カ (参考)見積書(様式6)

併せて、積算内訳書(任意様式)を添付すること。

キ 令和7年4月1日以降に取得した主たる事業所が在する自治体の市区町村税の完納証明書

ク その他確認書類

本市に登録がなく、国・愛媛県・他市町村への登録者で申請をする事業者は、有資格者名簿への登録について確認できる書類(入札参加資格審査結果通知書等)の写しを1箇所分以上添付すること。

(5) 提出部数等

6部(正本1部、副本5部)

ア 正本、副本ともにA4版ファイルに綴じ、ファイルに業務名及び会社名を記入することとし、正本のみ業務名の後にカッコ書きで正本と記入すること。

イ 区分間に仕切り紙を差し込み、インデックスを貼付すること。

ウ 正本がカラー刷りの箇所は、副本もカラー刷りとすること。

5 質問書の提出及び回答

企画提案書等の作成について不明な点がある場合は、質問書(様式1)に内容を簡

潔に記載し、電子メールにより提出すること。

(1) 受付期間 公告から令和7年4月21日(月曜日)まで

(2) 提出先メールアドレス

伊予市市民福祉部 子育て支援課 kosodateshien@city.iyo.lg.jp

(3) 回答方法

提出された質問への回答は、令和7年4月28日(月曜日)を目途に参加申込書提出者全員及び質問書の提出者全員に電子メールにて回答するほか伊予市ホームページ内において公表する。(https://www.city.iyo.lg.jp/)

(4) その他

ア 着信の確認は、質問者の責任において実施すること。

イ 電話・FAX等による質問は受け付けない。

ウ 他の応募者からの提案書や提出状況に関する質問、積算に関する質問等は受け付けない。

エ 回答は、本実施要領等の追加又は修正とみなす。

オ 質問がない場合は、質問書の提出は不要とする。

6 提案のヒアリング

参加事業者は、企画提案書に基づくプレゼンテーションを行うものとし、次のとおりヒアリングを実施する。

(1) 予定実施日 令和7年5月22日(木曜日) ※詳細については、後日通知する。

(2) 実施場所 伊予市庁舎 ※詳細については、後日通知する。

(3) 説明者

提案書(様式3)に記載する担当者を含む2人以内の者とする。ただし、機器操作者として別に1人のみ出席を認めるが、発言はできないものとする。

(4) 持ち時間

プレゼンテーションは20分以内、質疑応答は10分程度とする。

(5) その他

ア プレゼンテーションは、提案書の受付順とする。

イ 本市において、会場にスクリーン、電源ケーブルは用意するが、その他の機材は参加事業者において用意すること。

ウ 参加事業者による傍聴及び録音は認めない。

エ プレゼンテーション当日に、資料の差し替えや新たな資料の配布は認めない。

7 事業者の選定

(1) 選定方法

伊予市プロポーザル審査委員会運営要綱に基づく伊予市こども計画策定業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、「3 参加資格要件等」を満たしている参加事業者について、企画提案書及びヒアリングの内容等により、「10 審査基準」に基づく総合的な審査を経て、獲得点数が最も高い参加事業者を優先交渉権者として特定する。

(2) 獲得点数が最も高い参加事業者が2者以上の場合の決定方法

ア 価格点の獲得点数により、優先交渉権者を決定する。ただし、価格点の獲得点数が同点の場合は、実施体制等の獲得点数により、優先交渉権者を決定する。

イ アにより優先交渉権者が決定しない場合は、審査委員会委員長において決定

する。

(3) 参加事業者が1 者の場合

「(1) 選定方法」に基づき、総合的な審査を経て優先交渉権者として特定するものとする。

(4) 最も高い参加事業者の獲得点数が、満点の60%未満の場合

審査委員会において協議し、特定しない場合がある。

(5) 審査結果

全参加事業者に対し、結果を令和7年6月2日(月曜日)を目途に通知するとともに、伊予市ホームページ内に優先交渉権者以外の名称を伏せて、各参加者の取得点数を含めて公開する。

なお、選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

8 契約の締結等

「7 事業者の選定」により特定された優先交渉権者と実施に向けた詳細な打ち合わせの後、契約の交渉を行い、市内部決済を経て契約を締結し受注者とする。ただし、優先交渉権者との契約交渉が不調の場合は、獲得点数により順位付けられた上位の者から順次、契約締結の交渉を行うものとする。

9 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 本市又は「4-(4)-ウ」に基づき提出された確認書類に係る国・都道府県・他市町村から指名停止等の措置を受けた場合

(3) 選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為があった場合

(4) 審査委員又は関係者に本企画提案に対する助言を求めるなど審査の公平性を害する行為があった場合

(5) 「2 委託料の限度額」に定める業務規模を超えた場合

(6) 「3 参加資格要件等」の各号に該当しないことが判明した場合

10 審査基準

別紙「伊予市こども計画策定業務プロポーザル審査基準」のとおり

11 その他留意事項

(1) 企画提案書等の作成、応募及びヒアリングなど本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。

(2) 企画提案書は1 事業者につき1 案とする。

(3) 書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認めない。ただし、審査委員会委員長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(4) 提出された書類は、返却しない。

(5) 企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。

(6) 企画提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、理由を明記した辞退届(任意様式)を速やかに本市担当課へ提出すること。

- (7) 提出書類が、伊予市情報公開条例(平成 17 年 4 月 1 日条例第 17 号)に基づく情報公開請求の対象となった場合、非公開とすべきと判断した部分を除き公開することがある。
- (8) その他、本要領に記載されていない事項で必要があるときは、本市担当課においてその対応を決定する。

12 主なスケジュール(予定)

項 目	日 程
公募の開始(公告)	令和 7 年 4 月 10 日(木曜日)
質問書の受付期間	公告から令和 7 年 4 月 21 日(月曜日)まで
質問書の回答日	令和 7 年 4 月 28 日(月曜日)
参加申込書等の提出期間	公告から令和 7 年 5 月 9 日(金曜日)まで
プレゼンテーション・ヒアリング	令和 7 年 5 月 22 日(木曜日)
審査結果通知の発送(公表)	令和 7 年 6 月 2 日(月曜日)